

九州大学「基盤」と「応用」の相乗効果で未来を拓く高度 AI 人財育成
プログラム規程

令和 6 年度 九大規程 第 10 号
制 定：令和 6 年 5 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規程第 3 号。以下「大学院通則」という。）第 17 条の 9 第 2 項に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構の助成事業「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」において、九州大学（以下「本学」という。）が行う「基盤」と「応用」の相乗効果で未来を拓く高度 AI 人財育成プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 プログラムは、緊急性の高い国家戦略分野である次世代 AI 分野（AI 分野及び AI 分野における新興・融合領域をいう。）の研究者層を厚くするため、同分野に資する研究開発に取り組もうとする博士課程学生に対する研究奨励費及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）の支給並びに授業科目の提供を通じ、次世代 AI 分野の研究を本格的に推進・先導し、イノベーション創出や産業競争力の強化を担うリーディングサイエンティストを育成することを目的とする。

(事業統括)

第 3 条 本学にプログラムを統括管理する責任者として事業統括を置き、本学の教職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 事業統括は、次に掲げるプログラムの実施に係る重要事項を統括管理し、これらの事項に関する決定権を有するものとする。

- (1) プログラムにより支援対象となる学生の選抜
- (2) 研究奨励費等の配分方法
- (3) プログラムの運営等及びプログラムで定められた授業科目の提供に関する事項
- (4) その他プログラムの運営に関する重要事項

(育成チーム)

第 4 条 プログラムを円滑に実施するため、事業統括のもとに育成チームを置く。

2 前項の育成チームに関し必要な事項は、別に定める。

(申請資格)

第 5 条 プログラムに申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究奨励費等の支給対象となる期間の初日（以下「基準日」という。）において、本学に在籍する者
- (2) 基準日において、次に掲げるいずれかに該当する又は該当する見込みである者
イ 標準修業年限 3 年の博士後期課程に在籍し、かつ、在学期間が 36 か月未満の者

(この場合において、大学院通則第35条第5項の規定にかかわらず、休学期間の合計が6か月未満の場合には、当該休学期間を在学月数に算入する。以下同じ。)

ロ 標準修業年限5年の一貫制博士課程3年次から5年次相当に在籍し、かつ、在学期間が25か月以上、60か月未満の者

ハ 標準修業年限4年の博士課程に在籍し、かつ、在学期間が48か月未満の者

(3) プログラムで定められた授業科目を通して、自らの能力と可能性を高めようとする意欲を有している者

2 前項の規定にかかわらず、基準日において次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請を行うことができないものとする。

(1) 国、民間団体等(以下「国等」という。)から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者

(2) 国等から年間240万円以上の生活費相当額の支援又はこれを前提にした奨学金を得ている者

(3) 国費外国人留学生制度による支援を受けている者

(4) 母国からの奨学金等の支援を受けている外国人留学生

(5) 本学、企業等から、又は自身が起業し、240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者

(6) 本学の他の教育プログラムから支援を受けている学生が、本プログラムへの申請にあたり、当該プログラムの責任者から承認を得られていない者

(申請)

第6条 プログラムへの申請を希望する者は、本学が指定する期日までに、所定の書類を事業統括に提出しなければならない。

(審査方針)

第7条 プログラム生となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 博士課程修了後も、我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接かかわる志・能力を有し、自身のキャリアプランや将来設計、日本の科学技術・イノベーションに対してどのように関わるのか、具体的な展望が示されていること。

(2) 次世代AI分野の研究に係る具体的な構想を有していること。

(3) 自身の研究計画及び研究指導計画に基づく学位論文の作成とプログラムの双方を標準修業年限以内で修了できる見通しがあること。

(選考等)

第8条 事業統括は、第6条に基づく申請を行った者について、前条に定める審査方針に基づき選考を行い、育成チームの議を経てプログラム生を決定する。

2 前項の決定は、原則として研究奨励費等の最初の支給対象となる月の月末までに行う。

3 事業統括は、研究奨励費等の支給開始日までに、本学ウェブサイトにおいて、プログラム生の氏名を公表する。

- 4 事業統括は、第16条第1項の規定により研究奨励費等の支給を停止する又はプログラム生の資格を取り消すこととなった場合、育成チームの議を経て、新たなプログラム生候補者を選考することができる。
- 5 事業統括は、研究奨励費等の支給を停止する又はプログラム生の資格を取り消すこととなった者（以下「前任プログラム生」という。）が生じた場合、前項により選考されたプログラム生候補者から、育成チームの議を経て、新たなプログラム生の決定を行う。
- 6 前項の規定によりプログラム生として決定された者に対する研究奨励費等の金額及び支給期間は、第13条及び第14条の規定に関わらず、前任プログラム生が既に受給した研究奨励費及び使用した研究費の残額の範囲内並びに前任プログラム生の当初の支給予定期間から既に研究奨励費等を受給した期間を除いた期間の範囲内とする。

（授業科目、履修方法等）

第9条 プログラムの授業科目及び履修方法は、別表1のとおりとする。

- 2 プログラムにおいて、他の学部又は学府で開講する授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により修得した授業科目の単位は、プログラムの修了要件に充当することができる。

（修了要件）

第10条 プログラムの修了要件は、前条に規定する履修方法に基づき、所定の授業科目の単位を修得することとする。

（修了の認定及び修了証の交付）

第11条 プログラムの修了要件を満たした者は、修了の認定を受け、その旨を証する修了証の交付を受けることができる。

- 2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

（プログラム生の義務及び履行状況確認等）

第12条 プログラム生は、あらかじめ定めた研究計画に基づき、学業及び研究に努めなければならない。

- 2 プログラム生は、毎年度1回以上、研究の進捗状況について、事業統括に報告するものとする。また、事業統括が求めた場合には、研究の進捗状況等について必要な報告を行わなければならない。
- 3 プログラム生は、研究を行うにあたって、本学が定める諸規則等を遵守し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。
- 4 プログラム生は、本学の指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 5 プログラム生は、事業により得た研究成果を発表する場合、事業により助成を受けたことを表示しなければならない。
- 6 プログラム生は、プログラムで定められた授業科目による育成効果の検証のため、プログラム修了後、10年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければならない。

ない。

- 7 事業統括は、本条第1項から第5項に定める義務の履行状況に疑義がある場合は、確認のための書類の提出を命じる又は面談の実施を行うなど、プログラム生が適正に義務を履行するよう指導を行う。
- 8 事業統括は、前項に基づく義務の履行状況の確認結果及び指導の状況を、育成チームと共有する。
- 9 事業統括は、前項の共有の際に育成チームの意見を聞いて、毎年度プログラム生の義務履行状況を確認の上、次年度の研究奨励費等の支給継続の可否を決定する。

(プログラム生の研究奨励費等の額)

第13条 プログラム生の1人当たりの研究奨励費等の年額は、次の表に掲げるとおりとする。

1人当たりの研究奨励費等(年額)	
研究奨励費	研究費
381万円	9万円

(研究奨励費等の支給期間)

第14条 研究奨励費等の支給の始期は本学がプログラム生として決定した月とし、研究奨励費等の支給の終期は当該プログラム生が在籍する課程の標準修業年限を満了した月とする。ただし、第17条第1項の規定により研究奨励費等の支給を再開した場合は、当該停止期間を限度として、支給期間を延長することができる。

(研究奨励費等の支給方法等)

第15条 研究奨励費は、原則として毎月21日(その日が土曜日又は日曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)が定める休日にあたるときは当該日の直前の休日でない日)に、第13条に定める額を12で除した額を、プログラム生が指定する口座への振込みにより支給する。

- 2 研究費は、第13条に定める額で研究に必要な経費として認められた場合に使用できることとし、その執行は、国立大学法人九州大会計規則(平成16年度九大会規第1号)その他本学が定める諸規則に基づき適正に行わなければならない。なお、研究費の不正使用が認められた場合には、既に使用した研究費について返納させることがある。
- 3 研究奨励費等の支給期間の開始日が月の中途であった場合、当該月の研究奨励費の支給額は、別表2に定めるとおりとする。

(研究奨励費等の支給停止等)

第16条 次の各号のいずれかに該当することとなったプログラム生は、研究奨励費等の支給を停止し、又はプログラム生の資格を取り消す。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 休学(第12条第1項から第5項までに規定するプログラム生の義務を引き続き遂行できる場合を除く。)若しくは退学し、又は除籍(第4号に該当する場合を除く。)と

なった場合

- (3) 出産、育児等の事情により、事業統括が特に配慮が必要と認めた場合
 - (4) 死亡した場合
 - (5) 懲戒処分を受けた場合
 - (6) 毎年度実施する適格認定において、事業統括が第12条第1項から第5項までに規定するプログラム生の義務を履行していないと認めた場合
 - (7) 学業及び研究に努めない又は性行が不良である等、事業統括が研究奨励費等の受給者として不適格であると認めた場合
 - (8) 日本国政府による日本への入国制限、疾病等の影響による移動制限等により、プログラム生が入国できていない場合
- 2 研究奨励費等の支給の停止又は受給資格の取消しが行われた日が月の中途であった場合、当該月の研究奨励費の支給額は、別表2に定めるとおりとする。
- 3 事業統括は、前項により定める金額以上の研究奨励費が既に振り込まれた場合は、当該プログラム生に対して当該差額分の返納を請求し、当該プログラム生は速やかにこれを返納しなければならない。ただし、本条第1項第4号に該当する場合は、この限りでない。
- 4 事業統括は、既に支給した研究費に、研究奨励費等の支給の停止又は受給資格の取消しが行われた日の翌日以降の研究に係る経費が含まれていた場合は、当該プログラム生に対して当該経費の額について返納を請求し、当該プログラム生は速やかにこれを返納しなければならない。ただし、第1項第4号に該当する場合はこの限りでない。

(研究奨励費等の支給再開)

- 第17条 前条第1項の規定により研究奨励費等の支給を停止した者について、停止事由が消滅し、支給を再開することが適切であると事業統括が認めた場合には、研究奨励費等の支給を再開することができるものとする。
- 2 前項により研究奨励費等の支給を再開する日が月の中途であった場合の研究奨励費等の支給額については、当該月の研究奨励費の支給額は、別表2に定めるとおりとする。この場合において、別表2中「支給期間の開始日」とあるのは「支給を再開する日」と読み替えるものとする。

(事務)

- 第18条 プログラムに関する事務は、事務局関係各課等、関係各部局等の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初の第6条第1項第1号に定める基準日は、令和6年4月1日とする。この場合において、令和6年4月1日からプログラム生となる者の認定は、第8条第

2項の規定にかかわらず、同年7月末日までに行うこととする。

別表 1 (第 9 条第 1 項関係)

一 履修方法

- 1 本プログラムに係る授業について、必修科目[1]-[4]を修得しなければならない。

二 授業科目等

科目名
[1]AI リサーチプロポーザル
[2]創発科目 A
[3]キャリア開発講座
[4]AI 共創型越境科目

- 2 その他提供するプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

別表 2 (第 1 5 条第 2 項、第 1 6 条第 2 項及び第 1 7 条第 2 項関係)

区 分	研究奨励費の支給額
支給期間の開始日が当該月の 1 5 日以前の場合	当該月分の全額
支給期間の開始日が当該月の 1 6 日以降の場合	当該月分の 2 分の 1 の額を減額した額
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の 1 5 日以前の場合	当該月分は支給しない
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の 1 6 日以降の場合 (当該日が月の末日である場合を除く。)	当該月分の 2 分の 1 の額を減額した額
支給停止の日又は受給資格が取消しとなった日が当該月の最終日の場合	当該月分の全額

別記様式（第11条第2項関係）

第 号

修了証

氏名 年 月 日生

九州大学「基盤」と「応用」の相乗効果で未来を拓く高度AI人材育成プログラムを修了したことを証する。

年 月 日

九州大学総長

○ ○ ○ ○

No.

Certificate of Completion

Name

The date of birth:

has completed the requirements of Kyushu University
“Synergetic Supporting Program for AI-Related Doctoral
Students” and is awarded.

Given by

President, Kyushu University

This _____ Day of _____ Year of _____.